

公告第 3 9 7 号

令和 3 年 1 月 7 日

被保険者 様

京都府農協健康保険組合
理事長 中川 泰宏

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 4 7 条第 2 項の規定に基づく、当健康保険組合任意継続被保険者の令和 3 年度標準報酬月額は、下記のとおりになるので公告します。

記

1. 標準報酬月額 3 2 0 , 0 0 0 円
(令和 2 年 9 月 3 0 日における平均標準報酬月額 3 1 5 , 2 0 4 円)
2. 適用年月日 令和 3 年 4 月 1 日